

タイトル	反骨の統計家エンゲル
著者	太田, 和宏; OHTA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集, 62(4): 107-123
発行日	2015-03-31

《論説》

反骨の統計家エンゲル

太 田 和 宏

プロイセン統計局長に就任してから数年間のエンゲルの活動は、これまで見てきたことだけから考えると、順風満帆のように見えるかもしれないが、実際はそうでもなかった。1861年12月に予定されていた人口調査の実施方法をめぐって、最初の大きな困難に直面したのである。

ドイツ関税同盟は、加盟邦の人口数に応じて関税収入を配分することにして、3年ごとに人口調査をおこなうことを定めていた。だが、調査方法は邦ごとにばらばらであり、しかも途中から人口数以外の調査も付随しておこなうという決議が中途半端な形で加わったものだから、分裂と混乱の度が増すばかりだった。61年12月に予定されていた調査の方法を、ザクセンでの成功例にならって大幅に改良することが、統計家としてのエンゲルの最初の大仕事であった。

3年前の1858年調査において用いられた方法は、家屋票（Hausliste 家屋を単位としてその居住者を把握する）を基本とする原票（Urliste）に、調査員が家屋所有者に質問して書き込むというものであった。この方法では家族とその構成員の直接調査とはならず、把握漏れが防げないばかりか、人口調査の本来の目的であるはずの国民描写（Volksbeschreibung）には役立たないとエンゲルは考えた。

そこで『統計局雑誌』1861年4月号に、「人口調査の方法、とくにプロイセン邦に適用される方法を考慮して」と題する「建白書」を発表して自らの構想を提起した¹⁾。それは、同年5月に念願の統計中央委員会が発足するころあいを見計らったものだった。中央委員会がその最初の仕事として、エンゲルの提案を4日間にわたって集中審議したことはすでに触れたとおりである。審議に時間がかかったのは、エンゲルの詳細な調査票を逐一点検して簡素化する作業をおこなったためであったが、基本構想自体は採用された。それを6項目の決議としてまとめているが、ここではそのうち主要な3項目を紹介しよう²⁾。

- 「1）委員会は2，3の人口調査方法を比較した結果、次の点で意見の一致を見た。すなわち、世帯主によって記入さるべき世帯票（Haushaltungsliste）をもってする調査の方法が、よりすぐれたものと考えられ、したがってまさにそれこそが国家の利益にとって、より有益なものであるということ。
- 2）委員会は、世帯票のほかに、家屋票と地区票（Ortsliste）³⁾を用いることが人口調査結果の正確性と完璧性の手助けとなると考える。
- 3）委員会は、世帯票の中で営業統計のデータを、家屋票の中で農業統計と家畜統計のデータを、地区票の中で家屋統計のデータを、それぞれ同時に調査するという建白書の提案に同意する。しかしながら、それに関連するこれまでの質問の中には、いくつかの

無駄な質問、(調査全体をはじめから不人気なものにせざるをえない) 一般には受け入れがたい質問、さらにはまさに現代的にみて不適切な質問が含まれていると、委員会は考える。〔この問題は本稿5ページで再出〕

今までとまったく異なる方法で調査するというのに、12月までには半年の時間しかなかった。調査の実働部隊は市町村役場である。新たな実施方法を伝えるこの文書は、末尾で実働部隊にこう呼びかけた⁴⁾。

「最後に次のような希望を表明したい。すなわち、調査を実施し、表を取りまとめる責務にある王国と自治体の当局が、その最善の意思と力をもって、この仕事を前に進めようと進んで努力すること、そしてまた、満足のいく実施をもっとはるかに確実に可能にするような希望が(ただし、採用された原則に何らかの変更を加えることなく) もしあれば、できるだけ早く王立統計局に直接報告すること、である。」

以上が、5月時点における統計中央委員会の(したがってまた政府の)意思であった。その後の経過については、中央委員会において議事録を管理していたベーク(R. Boeckh)が報告しているので引用しよう⁵⁾。

「財務大臣と内務大臣は、中央委員会の決定(その内容はすでに局の雑誌によって公表されていたのだが)を実行せよと命令する前に、中央委員会によって推挙されたこのシステムとその実行可能性に対して、重大な疑念がないかどうか、そして万一の場合には、両大臣はどのように対処するのが最善か、ということについて、州知事たちの意見を求めた。その訓令のなかでは、これまでの調査が提供してきた結果には部分的にきわめて大きな欠陥があること、それに対して、ここで推挙された方法を用いることで、外国では有望な成果が達成されていることにも注意が喚起された。この意見表明は、地方政府同僚ならびに郡長のなかから、人口調査業務と統計的作業を広く熟知している数人を選び、彼らと面談協議した上でなされるべきことも指示された。——この要請に応じた回答の圧倒的多数は、中央委員会が推薦する方法に対して反対の意思を表明した。その反対はとりわけ、人口調査と国民描写を結びつけること、ならびに自己記入の原則に対して向けられた。わずかにブランデンブルク州とザクセン州においてのみ、招集された役人の多数が委員会決議の実行に賛意を表明し、シュレージエン州とライン州では人格からみてきわめて注目すべき少数の人物が賛成した。……中央委員会が再審議に入るのが遅すぎると思われるほど、時は早く進んだ。その結果、1861年の調査では以前の調査方法が維持されることになり、旧来の原票も財務省と内務省による若干の修正を経て、用いられることになった。」

以上が6月から8月ころにかけての経過である。地方の実働部隊の多くが反対する状況では、新方法がたとえ実施されたとしても、多くの困難が待ち受けていたかもしれない。しかしながら、ことは官僚組織である。面従腹背を習性とするというではないか。両大臣が断固とした命令を下せば、それなりの成果を得た可能性はあったろう。だがそうはしなかった。その代わりに配下の者にお伺いを立てるということをしたのである。これもまた、よくあることだ。結局は、有能か

もしれないが当てになるかどうかわからぬ新参者よりも、自分の手足となって働いてくれる昔からの支持基盤の意向を大切にしたいというわけだ。

だがエンゲルにとっては、この3ヶ月間は我慢ならない優柔不断の時と映ったにちがいない。それでなくても時間が絶対的に足りない。ここは定めた路線を速やかに、断固として走り出したうえで、しかるのちに降りかかってくる問題に臨機応変に対処すべきなのだ。

しかるに、中央委員会の再審議では、財務省と内務省の代表委員の主導の下に、上記の方針が新たに決定された。中央委員会の発足時に確認された8項目の基本方針の第7項に「議決は多数決による」とあるから、省代表委員たちがエンゲル、ハンセンなどの少数意見を押し切って決めたものと思われる。組織の人である以上、エンゲルもここは引かざるをえない。しかしながら、中・長期の視点でプロイセンの人口調査の方法を改善していくことを考えたら、黙っているわけにはいかなかった。そのためにこそ、『統計局雑誌』を創刊したのではなかったか。

おそらくは8月の末ころまでには書かれていたであろう、「1861年12月3日の人口調査」と題する抗議論文が、『統計局雑誌』9月号に掲載された⁹⁾。下僚である役人が、自己の任免権をもつ上司のやり方に抗議する姿を満天下に示したのである。受け止める側の器量が小さかったならば、いつ首になってもおかしくはなかった。

全文で3ページ足らずのこの論文は、闘いの書であるとともに、未来への指針を示す書でもあった。この重要な文献に対して、つまみ食いのような接し方をしたのでは、統計家としてのエンゲルの能力と業績、さらにはその人生の意味や人柄に迫ることはできない。そこで以下、全文を引用したい。ただし、引用文中の〔 〕の部分は、内容理解を容易にするための引用者による注釈を示し、引用文と引用文には含まれた（ ）内の叙述は、当該箇所に対する引用者のコメントを示す。いずれもポイントを落としてある。それ以外の（ ）は原文のままである。

「1861年12月3日の人口調査

今年おこなわれる人口調査に際してよりよい方法を導入するために、本誌7号で説明された提案が、いまだに実施されていないというのはもはや秘密でもなんでもない。この提案は統計中央委員会によって、多くの点できわめて本質的な簡素化をへて承認されたにもかかわらず、その実行可能性に対する疑念が再び優勢になっている。その結果、来る12月3日には、旧来とまったく同じやりかたで調査がおこなわれることになった。この疑念は容易に反駁できる程度の代物だということ、さらにまた旧来の調査方法の欠陥には疑問の余地がないということから考えて、この決定は一時的なものとしかみなしえないし、またみなされてはならない。それどころか、たとえそれが実施された場合でも、それは〔その欠陥をさらけ出すことによって〕新方法にとっては利益以外の何物でもないといみなされねばならない。最終的な決定が8月末までに下されなかったのも、あるいはたとえ下されたにせよ、それが仮に新方法に有利な形の決定であったならば、準備のための時間はあまりにも短いものとなっただろう。その場合には、いろいろな方面で新方法をあわてふためいて実施するという危険性が、容易に起こりえたらう。こうした状況から生ずる欠点は、方法それ自体に必然的なものとされ、その導入や実施のやり方のせいにされることはないだろう。

それゆえ現状では、純学問的な観点からでさえ、不可避となった新方法の延期を嘆く理由はない。それどころか、この延期は望ましいものとさえ言いうる。だから、ここで上述の疑念に短く光を当てて検討するにしても、そこに何らかの個人的な動機を潜ませるなどということは

誰もできるはずもない。この光はことごとく、事実だけに向けられるのである。

(まずは本論文執筆にいたったいきさつが説明される。そして新方法の採用を延期するという中央委員会の決定に従うことを表明し、より長い視点で改善を提起することが論文の目的であって、その動機に邪心なきことが強調される。次に本論における課題設定である。)

かの疑念それ自体の内的な本質に照らせば、疑念の内容は次の 2 点となるだろう。

- 1) 世帯票および家屋票への自己記入という私が提案した方法は、**あまりに複雑すぎて**、住民の大多数で支配的な教育程度を考えると、**実行不可能である**。(太字は原文隔字体。以下同じ)あるいは、それでも実施を主張して譲らないならば、
- 2) そのことは、在来の方法に比べて自己記入の方法がもたらす**より大きなコスト**をまったく度外視しても、記入の不完全さのせいで、**国家財政**に対してきわめて大きな損害を与えるだろう。

ここでは、単にある方法を抽象的に評価することだけが問題なのではなく、その方法の価値を別の方法と比較することも必要になってくる。そこで次の二つの質問が答えられねばならない。

- 1) この非難には根拠があるか。
- 2) 今まで順守されてきた方法は、新方法に対して間違っただけで擦り付けられたこの欠陥を免れているか。

(そして本論の検討はこの二つの質問の 2 番目から入る。その論調は激しい。)

これまでの調査のやり方に、方法という名前を与えることは絶対に不可能だ。なぜならば、そこには方法を特徴付けるもの、すなわち中心的な目的を達成するための個々の諸規定の内的連関というものが、まさしく完全に欠落しているからである。人口調査方法の個々の要素としては、すでに古くから展開されてきたように、次の事柄が問題となる。すなわち、調査の目的、周期、調査の期日、期間、記録すべき事実を算出確定する仕方(狭義の方法)、調査票の内容、調査票への記入事項の整理、浮動人口調査の手続き、調査の実施(調査票の配布、回収、検査)、記入事項の集積、および結果の公表である。こうした諸規定のどれもが重要性を持っている。もちろん、最も決定的な影響力を持ち、したがって他のすべてに対して支配的であるのは、調査の目的である。ところがそれでさえ、いままでの普通のやり方でははっきりと存在したためしはないか、少なくとも提示されてこなかったということは、容易に証明できる。ごく最近になってやっと、関税同盟収入を配分するために必要となった調査において、国民描写という目的が顧慮されていないではないかと、指導的な地位にある人々に向かって意見が表明されるようになったにすぎない。実際に、プロイセンにおける人口調査のために唯一存在する法的根拠は、関税同盟収入は加盟諸邦の人口の頭数に応じて配分されるべきであるということ以外に、なにも求めていないのである。この規定を満たすためには、性別、年齢、宗教、家族状況、階級と職業、収入と財産、労働・雇用関係、家系と言語、**一切の区別なしに**、唯一国民の数だけで満足できるのである。そして実際に収入配分の際には、国民の数しか考慮されていない。関税同盟会議において、調査に際してはもっとそれ以外も調べるように決議されたことのすべては、人口の頭数の確定という本来の目的とは、何の関係もつながりも持っていない。

それにもかかわらず、プロイセンにおける当該調査では、我々は関税同盟会議で申し合わされたものを超えて、はるか先に進んでいる。すなわち、プロイセンの人口調査は、人がどのように否定しようとも、すでに人口調査と国民描写のまざまざの混合をめざしているのである。それどころかいくつかの点では、まさに国民描写の面で必要とされたものが、必要で実際の程度を超えてさえいるのである。そのことは、人口調査の際に記入されねばならない、いわゆる原票 (Urliste) の内容によって、容易に証明できる。そこでは次の表題を持つ9主要項目13段のなかに、こうしたこと〔混合と行きすぎ〕が示されている。すなわち、

- 1) 全居住者の通し番号
- 2) 家屋または専有部分の表示
- 3) 個々の家屋、個々の専有部分の全居住者の姓名 (個々の家屋の居住者数に通し番号をつけ、家族数を申告したうえで)
- 4) 階級または職業。階級と職業のもとでは、家族状況とともに、社会状況、雇用・労働関係も区分される。続柄その他の欄には、「職人、妻、息子、娘、下女、徒弟、被救恤者、継子、養子、生徒、未婚の娘、年金老人、御者、下女 (下女 Dienstmagd は前に出ているから、下男 Dienstmann の誤植か — 引用者)」などが書き入れられる。
- 5) すべての個人の年齢
- 6) 宗教、ただし分類は単に「福音派」「カトリック」「ユダヤ」とする。
- 7) 全家屋の居住者数
- 8) 記入 (すなわち調査) の日付
- 9) 備考 — 備考の書き方は、この原票の事例からいちばんよくわかる。ある職人の家族に関しては、1) 息子1人 (ただしその人は票には記載されていない) は、18xx年10月1日から兵役中と記入されている。2) あるユダヤ人商人の申告には、備考として「国家市民権所持」が付記されている。3) ある商人の家族に関する申告には、「何某の息子は某大学に在学中」と記入されている。4) 同じ商人の別の息子は聾啞と記入されている。ある寡婦の家族に関しては、5) 11歳になる彼女の「里子」は盲目、と記入されている。6) 彼女のもとに住むそれぞれ18歳と17歳の二人の若者は、「下宿人」と記入されている。ある別の婦人の家族については、7) 「夫はどこそこの監獄で服役中」と記入されている。同様に、ある既婚婦人の申告に対する備考例として、「夫はどこそこで勤務中につき、住居あり」というものもある。最後に、ある年金受給者のもとで暮らす18歳を超える子供たちの申告に際しての備考として、彼らは双子である、というものもある。

この分類の形式も内容も、よく整理された調査手続きにはなっていないし、複雑だという非難は私が提案した世帯票よりも、はるかにこちらのほうに当てはまる。すなわち、備考で表明されている要求は、明らかにあちこちで行政と学問が必要とするものを超えて行き過ぎている。1858年には、国家市民権所持か不所持かというユダヤ人の区別は、とっくに不必要なものとなっていた。調査さるべき既婚婦人の夫が不在なのは服役しているからか、と質問するのは、必要もなしに感情を傷つける行為である。なぜならば、正しい調査方法の場合には、不在者がどこにいるかということは、まったくどうでもいいことだからである〔調査時点で存在する場所で把握するのだから〕。同様に、ほとんどもっぱら租税収入上の観点でおこなわれる人口調査にとっては少なくとも、家族のなかにいる子供たちが既婚か未婚かを調べることは、まったく

意味をなさない。ましてや 18 歳にいたるまで、多重出産の子供数を追求する理由などどこにもない。

(つまり旧来の方法は必要のないことまであれこれと調べ上げ、新方法に比べてはるかに複雑だというのがエンゲルの言い分であるが、ここで注目されるのはその市民的な人権感覚である。それは、旧原票にみられるような、臣民を上から管理する官憲国家の役人根性からは遠く隔たっていた。この点は、統計の信頼性・公益性を増大していくうえで大切な事柄であり、主導する者の人間性が問われる点でもある。エンゲルはこうした要請に十分応えうる資質を備えていた。さて次からは先の二つの質問の 1)、すなわち新方法に対する二つの疑念への反論が展開される。まず疑念の 1) 番目を取り上げられ、とりわけ世帯主による自己記入という方法の擁護が主題となる。)

それゆえ、この原票を分析してみれば(そしてその分析は上述したことよりもはるかに多くのことに拡大できるのだが)、それが世帯票に含まれているすべての事柄を対象としているだけでなく、それよりももっと多くのことにも広がっているということがわかる。ところが、世帯票は原票に比べて調査項目を比較にならぬほど体系的に、したがってまた見通しよく分類しており、その結果できるだけ言葉による記入を不必要にしているのだから、複雑だという非難はまったくのところ正当化できるものではない。この非難が成り立たないならば、**実行不可能**という非難もぐらつくことになる。ここではとにかく、実施する人物は誰かということが考慮されなければならない。私が建白書で提案した方法の重点は、**自己記入**ということにある。すなわち、家計負担者ないしは世帯主自身が、いわゆる世帯票に記入するのである。彼らの多数が初めはこの票に記入できる状況にはないというのは、ただそういう可能性があるかもしれないというだけでなく、いかにもありそうなことだ。仮に、3分の2がこの作業をこなせないと仮定しよう(決して認めることはできないが)。その結果はどうなるだろうか? ほかの人が彼らの代わりに記入しなければならなくなる。すなわち、調査される者がその費用を負担する場合にはその責任も彼らのもとに属すが、公費でおこなう場合には調査される者には責任が伴わない、というどちらかの形で。決してザクセン王国に限らず、これまでの経験はすでに、自己記入はそれが期待できないようなところでさえも可能だということをさまざまに教えている。しかしながら、たとえこうした経験が存在しなかったとしても、そのことはこの方法一般に反対を表明するには程遠いというものだ。なぜならば、プロイセンにおいて今までおこなわれてきた原票よりももっと単純な票に記入することが、仮にほんのわずかな人口部分にしかできないとするならば、そのとき初めて、古い方法に回帰してもよいことになるからである。すなわち、そのとき人は現在いる場所にとどまり、新方法は適用不可能だと叫ぶことができるのである。その場合でも、新方法の長所として、調査員付きで〔すなわち調査員が質問して記入するという方法で〕世帯票を利用するならば、世帯票とも家屋票ともつかない原票を利用する場合に比べて、1/4 ないし 1/2 パーセントだけ、より正しく調査される〔把握漏れを減らせる〕という長所は残るだろう。60,000 人の調査員(ほぼ 300 人の居住者につき調査員 1 人)という大群によって、相互に体系的に関連しあう調査票を利用することで、人口調査と国民描写のもっとも完璧な結果が獲得されるだろう。

しかしながら、世帯票への記入に関して住民の能力を過小評価するこのような見方は、人口調査票はその記入によって居住者を煩わせる唯一のものでは決してないという限りにおいて、経験に反している。ほとんど毎月のように、返答しなければならないお上からのあれこれの質

問カードがあるのではないだろうか？ また、記入項目を充たさなければならないあれこれの調査票があるのではないか？ そしてそれらに記入する際、間違っただけの回答や不正確な報告がないようにと、こともなげに罰則でもって脅されているのではないか？ こうした調査票の多くは、何らかの課税を明白な目的にしている。そしてその質問は、ほとんど世帯票の質問と同様に、悪意はない。にもかかわらず、その調査がかつて失敗したなどということは聞いたことがない。

上で指摘した過小評価がもうひとつ経験に反していることがある。それは、原票による自己記入はすでにだいふ前から、プロイセンでも大小の都市でいろいろな形で実施されているのが事実だからである。

最後にもうひとつ、実行不可能という非難で完全に見過ごされているのは、自己記入を絶え間なく利用すれば、実行不可能性に対する最良の改善策が得られるということである。仮に自己記入の第1回目で、全住民のたった1/4しか有用な調査票を提出しなかったとしよう。それでもすでにひとつの成果ではあるのだが、3年ごとに住民の1/4ずつで改善が増えて、そのような過程を4回繰り返したならば、12年後には多かれ少なかれほぼ完全な調査結果にいたるであろう。一方、これまでのやり方をいくら続けたところで、統計教育上の効果は微塵たりともないのだ。それは今までがそうであったように、非有機的で欠陥だらけのままとどまるだろう。自己記入という方法は、自治 (Selfgovernment) の発露なのである。それに対して、〔旧来の〕原票の方法は、官僚主義的な後見制度 (Bevormundungssystem) の特徴を色濃く帯びている。

(統計調査における教育的な方策とその作用を通じて、国民の公共心と自治能力 (ひいては民主主義) を高めること、社会が向上し、発展するとはそういうことだという確信をエンゲルは持っていた。ドイツのように独立自尊の精神の乏しい社会にあっては、このような職務上の地位にある者がこうした自覚を持っていたことは特筆すべきことではないか。その際、社会が進むべき方向のモデルとなるのはイギリスであった。Selbstverwaltung というドイツ語ではなく、あえて Selfgovernment と表現したことから、それはうかがわれる。このように考えると、巷間言われる実務家とか技術者という枠には収まりきらぬものをエンゲルは持っていたといえるだろう。旧稿⁷⁾で啓蒙主義者と指摘したゆえんである。さて次からは、疑念の第2)点、すなわち調査費用と財政欠損の問題に移る。ここでは一転して実務家としてのエンゲルの姿がいきいきと現れる。論証は厳としていて、反論の余地を与えぬ趣がある。)

自己記入にすれば国家財政が損害をこうむるのではないかという疑念は、この方法に対してというよりはむしろ、その欠陥だらけの実施の仕方に対して向けられたものである。というのは、世帯票のほうが原票や家屋票よりもより正確に調査できるというのは、あまりに明白であり、経験によって何度も証明されているからである。欠陥だらけの実施の仕方という懸念自体が溶けてなくなるならば、財政欠損についての疑念も解決されよう。

まだ最後の非難、すなわち費用がかさみすぎるということに光を当てた非難が残っている。この非難は、世帯票への自己記入は原票による調査よりも実際に高くつく限りにおいて、すこぶる根拠がある。しかしながら、どんな状況でも、というわけではない。仮に、もっぱら人口数の調査だけを目指すならば、世帯票にかかる費用は原票にかかる費用よりも著しく大きく、すなわちたぶん6-8倍になるだろうということは、疑問の余地がなからう。しかしながら、

人口調査と同時に国民描写のためのデータも獲得されねばならないし、獲得できるのだから、費用の一部は国民描写にも引き受けてもらわなければならない。幸いなことに、費用の総額は、調査の超過成果〔把握人口の増加〕によって今度もたっぷりとまかなわれるだろう。1858年、59年、60年の平均でみて、人口数に基づいて配分されるべき関税同盟共同収入は、プロイセンの人口一人あたりに年42.76ジルバークロッシェン配分された。それゆえ、この調査が適用された3年間では128.28ジルバークロッシェンとなる。いま、新方法では旧方法に比べて、わずか1/4パーセント（ザクセン王国ではほぼ1パーセントであったが）だけより正確に調査されるとしよう。そうすると、関税同盟収益からの収入は、およそ19万-20万ターラー増大する。すなわち、総額では約7700万ターラーから約7720万ターラーへと増えるのである。自己記入の超過費用は想定される超過収入の1/10にすらならない。

(1ジルバークロッシェン銀貨は、10フェニヒ硬貨に相当した。しかるに

1ターラー=3マルク=300フェニヒ

であるから、1ターラー=30ジルバークロッシェン、となる。そこで、3年間で一人あたりに配分される分配金128.28ジルバークロッシェンは、約4ターラーとなる。プロイセンの人口2000万人弱の1/4パーセントは約5万人とみなしてよいから、5万人×4ターラー=20万ターラー、が新方法によって増えることになる。そして実務家の追究はさらに細くなる。)

ところで、世帯票、家屋票、地区票への自己記入の費用は、とかく過大評価されがちである。1858年12月3日のザクセン王国人口調査のための全調査票を納入した業者の領収書によれば、総費用は2630ターラー13ジルバークロッシェン1フェニヒにのぼっていて、その内訳は紙代に2013ターラー2ジルバークロッシェン3フェニヒ、印刷代に617ターラー10ジルバークロッシェン8フェニヒとなっている。ところが、この二つの項目には同時に、すべての特別調査票(Extraliste)と中間調査票(Zwischenliste)のための支出も含まれている。要するに、前回の人口調査が紙と植字と印刷に必要としたすべてが含まれているのである。調査票のための1ドッペルバレン(約1万枚)の紙が22と2/3ターラー、1調査票あたりの植字が4ターラー15ジルバークロッシェン、調査票1万枚あたりの印刷代が5ターラーと算定され、厚かましくもドレスデンに請求された。1858年のこの支出は、1861年の調査よりも高かった。というのも、ザクセン王国の1861年の調査では、家屋票の最後の数ページが、私がプロイセンのために建白書で提案したものとまったく同様に、家畜状況の記入のために利用され、世帯票でも最後の数ページが職業関係の記入事項のために利用されていたのだが、1858年にはそういうことはなかったからである。これによって1861年には約800ターラーが節約できた。その結果、200万人を抱える一つの領邦の調査と描写に必要な紙と印刷の費用として、総額でわずか1800ターラーから2000ターラーを想定すればよいということになる。

これまでの説明によって、自己記入の方法に対するどんな疑念も根拠がないということ、また、どの点でも実際の経験に反しているということが立証された。経験が教えているのはむしろ、世帯票による調査方法は現在、すでに1億4200万の人々が住む諸国に広がっていて、しかも毎年拡大しつつあるのに対して、原票による調査はまさにその不備と欠陥のせいで、普及力を毎年失っているということである。その結果、世帯票への自己記入という方法に対して向けられた非難は、原票による調査というやり方に直接跳ね返ってくる。すなわち、わかりにく

くて複雑だ、だからその実施ははなはだ困難だ、国家財政に損害を与え、およそ実施できる限りでもっとも費用のかさむ調査方法となっているという主張である。

(ここまでが新方法に対する疑念を晴らすための、事実に即した反論である。ここから先は、それを踏まえての総括と中期的展望が示される。)

建白書の提案ならびにその後の修正を学問的に擁護することは、とりあえずここまでにしておこう。ここでとりあえずというのは、先の疑念に短い光を当てるだけでは、旧弊に対する勝利は決してまだ達成されていないと感じるからである。まさしく、二つの方法は土台も目的もまったく異なっているのである。関税同盟における人口調査は、関税収益配分の目的のためにおこなわれている。そしてその結果、財政上の関心が優位になっている。これに対して、ベルギー、イギリス、フランス、スイス、アメリカ等における人口調査は、一般的な経済的および社会的関心からおこなわれているために、はたせるかな、そこには優位性が認められる。これを別な風に表現すれば、プロイセンとほとんどすべての関税同盟諸邦の人口調査は財政上の方策であるのに対して、上述の国やさらにそれ以外の国の人口調査は国民経済上の方策であるということになる。財政的観点はもちろん、最大限の数の正確さを求めるが、数以外のすべてを忌み嫌う。つまりそこでは住民の一人ひとりが同じ意味しか持っていない。それに対して国民経済的観点では、まさしく質を重視するのである。なぜならば、国民経済においては、大人は子供以外の何かを意味し、生産活動に従事する者は、非生産的な人間や施しを受ける人、ましてやはみ出し者(Detinirter)よりも多くのことを意味し、また定住者はたまたま一時だけ調査地に滞在する者以外の何かを意味するからである。さらに国民経済は、事物に対する人間の関係をできるだけ正確に知ることに関心を持っている。だからこそ、住民の数やその肉体的・精神的・道徳的・社会的特性と並んで、彼らの収入状況とそのための経済的基礎、たとえば家畜の状況、土地の広さ、営業的な生産等々を探るのである。たしかに、これらすべては財政にとって決してどうでもよいことではないのだが、財政はこうした事柄の大部分に別のやり方で接近する方法を知っているものだから、人口調査の際には眼中に入れようとしなない。財政にとっては人口数は、間接課税のための基礎にすぎない、というよりはむしろ、共同で配分すべき関税同盟の間接税収入を正しく割り振るための基礎にすぎないのである。

この二つの立場はきわめて異なっているために、それを統合することはほとんど考えられない。それらの関心は、調査の期間や間隔の点でも離れているので、ますますそれは考えられない。財政からすれば、3年の調査周期を超えることはほとんどできないけれども、国民経済からみれば、人口調査と国民描写をあまりに急いで繰り返す必要はない。国民描写によって確定されるべき事柄は、正しく把握しようとするればそのように短い間隔で数値化されねばならないような急激な変化のなかでは、その意味を正しく理解することはできないからである。それどころか、そのためには10年間隔で十分なのである。

それゆえ、国家の国民経済的関心と財政的関心という、正当性の点でまったく同等のこの二つの関心をともに充たすためには、財政面での人口調査を、国民経済面での人口調査と国民描写から分離して、前者は3年ごと、後者は9ないし10年ごとに実施するのが正しいというべきであろう。なぜならば、この二つの関心は同時的には起こりえないし、やり方の面でも部分的にしか重ならないからである。このように分離しても、二つの調査の間には、たとえ緩く

なったとしても、依然としてある有機的なつながりを作ることができる。このように分離して調査するための費用は、決して現在よりも大きくはならないだろう。

しかしながら、遅かれ早かれ避けることのできないこの分離には、さらにもう一つの必然的な結果がともなう。それは、関税同盟は将来、そうしたものとしては、その統計もろともに、自分で切り開いた財政の領域のみに限定され、国民経済的な統計は、その国法上の地位にかんがみて、そのための職務に任せられる役所に委ねられるということである。その役所は、一般的なドイツ国民統計の創出にすぐにでも着手することを、決して逃しはしないだろう。そうすることによってそれが目指すものは、比較統計のなかに存在するさまざまな長所、おそらくはその最大の長所が、よいこと・役立つことの点で負けまいとする気持ちを鼓舞することにあるような長所を、すべての人々に知らせめることである。

したがって、この論文で概略が示されたこの闘いは、単なる二つの異なる人口調査方法の間の軋轢などでは断じてない。それは二つの異なる統計システム、すなわち財政的統計システムと国民経済的統計システム、の間の闘いなのである。その解決は今日明日の問題ではない。そのような解決を、しかも関係者のすべてが満足するような形で実現するのに、願わくばこれから3年の期間で十分でありますように。」

闘う書にふさわしく、舌鋒鋭く隙のない文章である。脇の甘さを見せれば、足元をすくわれかねない危険のふちに立っていたのだ。しかも、表現のスタイルはきついが、相手方に打撃を与えるものにはなっておらず、落としどころもわきまえている。なによりも、長期の視点で改善を追求するという建設的な姿勢が堅持されている。いわば、闘い方を知っていたといえるだろう。

とはいえ、政府方針ならびに直属上司である内務大臣に対する公然たる異議申し立てであることには変わらない。内務大臣がこの事態を看過するはずもなかった。雑誌が発刊されてからそう時を経ずして、内務大臣からエンゲルに宛てて一通の通達が下された。その写しがプロイセン枢密国立文書館内務省統計局文書に収蔵されている。日付は11月9日付である。一部に事務的な連絡も含むが、それも含めて内務大臣の受け止め方、およびエンゲルとの距離感を示していると考えられるので、これも全文を紹介しよう⁸⁾。

「枢密顧問官および統計局長エンゲル博士閣下へ。当地にて。

今月8日の報告書の中で引用された、本年6月9日の統計中央委員会の建白書〔地方の実務者の意見を聴取しようという決議と考えられる〕に関係して私が求めた所見は、まだ私のもとに届いていないが、だからといってこの文書に続いて起こった事態について、今すぐにも貴殿に応答するにやぶさかではない。

官庁統計は、一方では生活と密接な相互作用の関係にあり、その公刊物の新鮮さ、十分さ、多様性を通じてこの目的の達成を目指す必要があるが、他方では学問の精神によって充たされ、そのことによってどこにおいても時代の先端をゆく必要があるのだが、こうした必要性を私が認めれば認めるほど、私は、一部は貴殿によってすでに編纂され、一部は準備されている統計局のさまざまな出版物を仕上げる計画について、ますます大きな満足を覚えているし、その多面性と実用的・学問的価値についても同じように承知している。こうした方法でこそ、統計的な調査という財宝が役所の同僚たち、ならびに国民の中でますます実り豊かに利用されるようになり、その反作用として統計的な収集とその正確性・完全性・発展性に対する関心と意欲

が増大するであろうことを、私は疑わない。

この方面における貴殿のすばらしい貢献を私は十分に認識しているのだが、いまここでそのことを貴殿に喜んで表明することによって、私は、公務利害に関連するある問題に貴殿の注意を向けさせねばならないと考えている。

これらすべての出版物は、王立統計局とその長から出されているし、それによって代表されているのであって、外部の協力があるにせよ、**官庁的**（太字は原文下線付き。以下同じ——引用者）性格のもとに存在している。そのことから、それらの内容と形式について、客観的で慎重な姿勢をとるといって、確かな必要条件が生ずる。すなわち、既存の国家制度に対する攻撃や意図的な敵対と解釈されうるような、あらゆることを避ける義務がそこから生ずるのだ。

『王立統計局雑誌』第12号に掲載された「1861年12月3日の人口調査」と題する論文は、こうした前提条件と決して結びつきえない。それは、国家行政の特定の指示と命令に対する批判を含んでおり、それらを非実際的かつ非学問的であると描き出そうとしており、それらの性格を「不必要で、有害で、まったくどうでもいほど役に立たないもの」と特徴付けており、その命令を発した当局は間違いを犯していて、事態を詳しく知らない人々にいぶかしい感じを与えるにふさわしいやり方をしている、との印象を与えている。

こうした主張が当該中央機関に提起された場合にも、同じ評価が妥当する。それは『統計局雑誌』の官庁的性格にそぐわない。その手続きを**学問的に**納得するかどうかを示すためにそれが表明された場合であっても、そうなのである。貴殿はなるほど、本年8月21日の報告において、次のような見解を強く主張して押し通そうとしている。すなわち、「統計局は雑誌発刊の費用をなんら負担しておらず、また、学問的にも財政的にもなんらの危険も引き受けていないのであって、それらはもっぱら編集長が引き受けているがゆえに、雑誌は統計局から名前と資料を借りているだけで、あらゆる行政的な統制からまったく外れたところにある」というのであろう。しかしながら、もう一度熟考してみるならば、必ずや貴殿は雑誌に関するこうした想定は事実と合致しえないと納得するであろう。なぜならば、この雑誌は、その基本計画において、**王立統計局の機関誌**とはっきりと理由付けされて告知され、そのようなものとして私も認可し、したがって公衆の前では官庁的な企てとして現れているからである。私は、貴殿がこの境界を喜んで承認し、順守するであろうことを信じて疑わない。それは、その公的作用においては、当該機関誌の傍らであれこれの政府機関誌が官庁的に登場するところでは、その外観ならびに政府機関誌相互の大まかな協力の必要性をおもんばかって、役人には政府の機関誌として知らされているのである。

まさしくこの文献的企ての官庁的性格によって、統計局雑誌の財務的結果に関して、毎年報告を上げるようにと催促するよう、私は義務付けられている。この雑誌において、学問的活動が**官庁の**スタッフおよび**官庁の**資料と合意した結びつきは、このように取り扱うことを根拠付けている。統計局の公的地位を斟酌すればそうするのは当然のことなのだが、それよりもさらにである。それはそうと、本年1月4日の勘定目録で示された費用項目に、領収証一覧が従っていることには満足している。

今月8日の報告が不可避とした、かつての青書〔政府報告書〕の代わりに雑誌として発行される予定の『プロイセン統計』の費用に関しては、私は貴殿の発議に基づき、それを統計局予算の第一項目物件費支出A項のIIに割り振る権限を貴殿に与える。

ベルリン、上記のとおり

内務大臣 フォン・シュヴェリー伯爵(署名)

前段で官庁統計への深い理解とエンゲルの仕事ぶりへの高い評価を吐露してはいるが、たしかにこれは叱責であった。だがそこに処罰感情のようなものは感じられない。むしろ、思いやりのこもった警告という趣がある。末尾の事務的連絡のなかには、好意すら感じられる。これが、時として言われる「プロイセンの懐の深さ」なのだろうか。それともシュヴェリー個人の人格によるものなのか。もとより両者は相反するものではないけれども。いずれにせよ、ザクセンの内務大臣ボイストが「失われるものの大きさを知っていた」ように⁹⁾、プロイセンの内務大臣もエンゲルをたやすく失うわけにはいかなかった、ということはいえるだろう。

そうではあるが、他面ではこの文面には有無を言わせぬ響きもある。まるで最後通告といわんばかりである。さすがのエンゲルもその地位にとどまろうと思ったならば、これ以上の抗弁はできなかった。いべきことは言ったのだから、ここはいったん口を閉ざして従うほかない。しかしながら、ずっと沈黙を続けたわけではなかった。3年後にはまともな人口調査にもっていかなければならなかったからである。

シュヴェリー内相の通達から3ヶ月ほどたった1862年2月15日、エンゲルはベルリンの合唱協会(Singakademie)において、一般市民向けの講演をおこなった。演題は、「人口調査、学問に対するその位置と歴史におけるその使命」¹⁰⁾とあった。それは、主要な文明圏において人口調査がどのようにして成り立つにいたったかを概説し、近年では第3身分の興隆と第4身分の登場という社会の新たな状況の下で、直面する諸問題を解決するうえで人口調査と国民描写が果たす役割の重要性を訴えるものであった。講演の終わり近くには、次のようなくだりがあった¹¹⁾。

「人口調査は、これまで指摘してきたきわめて多くの状況を研究するうえで、最も重要な手段であるがゆえに、その意義はますます増大しています。ところが、その場合人口調査は道具としてだけ働くのですが、そうした事情の重要性についての世間の意識は、残念ながらどこでも同じように増大しているわけではありません。この問題は、自由と密接に絡み合っているように見えます。なぜならば、ベルギー、イギリス、スイス、アメリカのような政治的・経済的に発達した国においてのみ、人口調査(Census)に対して、それにふさわしい注目が、国民の最下層にいたるまでいきわたっているからです。そこでは人々は、最良の成果を目指して、あらゆる方面から国民の状態について輪切りにした実像を得るために、ただ調査に法的基礎をすえるだけでなく、財政的手段も知的手段も尻込みすることはないのです。イギリスとアメリカでは、10年ごとにのみおこなわれる人口調査に、100-200万ターラーがつぎ込まれています。そうした目的のためのそのような金は、当然ながら国民がよいセンサスの一般的な経済的・政治的価値を深く理解している国でのみ、自由に使えるのです。ドイツはこの点では、上にあげた諸国よりも相当に遅れています。— 頻繁な調査にもかかわらず、というよりはむしろ、頻繁な調査のゆえにです。わが国には、ある国の住民の単なる数が、その国について知る必要のあるすべてを含んでいると考える人が、まだたくさんいます。そうです。ひょっとして、この数字が租税の手段でなかったとしたら、おそらくはその数字でさえ一度も正当性は認められなかったことでしょう。ところで歴史はますます、単にゆるくつながった鎖ではなく、年代順にのみ秩序付けられた出来事であろうとしています。そしてその出来事の因果連関にますます注意を払うようになっていきます。また、躍動的で戦闘的な出来事と並んで、平和的・市民的

出来事にもいくらかの注目を注いでいます。歴史は、国民の生活を忠実に描写するために、ますます国民の統計を必要としているのです。それに応じて、人口調査と国民描写の価値と必要性も、もっと広く深く認識されるでしょう。この認識は、個々人が次のような考えに心を閉ざそうとしなければ、根本的に深められるでしょう。すなわち、どんな統計でも問題となるのは、個々人の特殊な状況ではなく、住民全体だということ、また、個々人の社会生活という事実の探求は目的ではなく、目的のための手段にすぎないということです。ではどのような目的かという、国家がある時点でどのような肉体的・精神的・道徳的・社会的発展段階にあるのかを認識し、叙述するという目的のためなのです。」

エンゲルの意気はひるむどころか、ますます軒昂であった。それからちょうど1年後、1861年12月3日の調査の結果が『統計局雑誌』上で発表された¹²⁾。前文と、末尾に掲げた「表に対する解説と注釈」はエンゲルが書いた。前文で注目されるのは、ここでの批判はあくまで調査方法の改善を目的にしていると念入りに断ったことと、例外的に自己記入が採用されたベルリン市において、数的把握の点でよりすぐれた成果が達成されたと強調されていることであった。

だがエンゲルはこの成り行きからいって、欠陥多い原票によって調査された結果を、いわば手ぐすね引いて待ち構えていた。そしてそれに専門的な批判を加えたのが「解説と注釈」であった。そこで言及されたテーマは大小21項目あり、なかには単なる事実の補足や、豚の年齢を6ヶ月未満と以上で分けることにどんな意味があるかというような小さな事柄も含まれているが、ここではこれまで触れた議論と関係する重要な論点をふたつ紹介しよう¹³⁾。いずれも旧調査方法の根本的な弱点に切り込むものであった。

「4. 統計に対する要請のなかで、最も根拠あるものの一つが、所得状況に基づく邦総人口の階層分類である。この要請はすでに多くの国で、多かれ少なかれ、完璧に近い形で実現されている。プロイセンについてもディーテリツィは、1849年と1852年調査の表と官報(青書第5巻、1082ページ)において、「1852年末時点でのプロイセンの15歳以上男性人口の分類」を試みた。けれども、こんにち当たり前と考えられている分け方からは遠く隔たっていたせいで、誤りを免れなかった。残念ながら、今度の調査の根底にもこうした欠陥と不備があるために、ここで示した総括表も限定的な正確さしか主張できない。まず第一に、在来の表では、すべての職業部門における扶養者数と被扶養者数を認識できない。次にこの方法では、個別のケースにおいて重複調査を回避することができない。農業で暮らす人々のなかには、農業を本業とみなす者もいれば、副業としてしか営まない者も含まれている。前者は他の部門で重複して数えられることはないが、後者は、彼らが主には工業、商業、運輸等によって生活する以上、これらの職業部門の人数の中にもう一度含まれてしまう。なぜなら、彼をどこに記入すべきか、分離して記入すべきかも、はっきりしないのだから。

工業人口では別の種類の重複調査が生じている。旧来の規定によれば、織布工はまず全体として数えられ、そのあと個々の工場施設においてももう一度数えられる。前者の調査の場合、織布工親方とその助手および徒弟のみが数えられることになっているが、巻き枠への糸の巻き取り(Spulen)、切りそろえ(Kettenscheeren)、ビームへの縦糸の巻きつけ(Aufbäumen)、布地模様制作(Mustermachen)などにのみ従事する補助労働力は、彼らが織布工でない限りは数に入れられない。〔後者の調査の場合には〕これらの補助労働力は織布業が家内工業として

経営されるところでは(たいていはそうなのだが)、まったく数えられないままである。ところが織布業がまとまった会社企業のなかで経営される場合には、これら補助労働力は、工場の中で独力で働く〔直接雇用で〕限りは、数に入れられるのである。しかし、まれにすぎないが、〔下請のような形で〕工場の外で働く場合は、同じく数えられないままである。これに対して、そのような会社企業のなかの織布工は重複して数えられる。一度目は織機の傍らで、二度目は工場の人間として。工場織布工人口から家内工業織布工人口を分離しようとするように試みても、不可能に出くわす。たしかに総織布工人口から工場織布工人口を差し引くやり方であれば、あるいは可能かもしれない。そのやり方は、両者が同じ要素で構成されている場合には、ある程度正確な結論へと導いてくれるにちがいない。だが残念ながら現実はそうになっていない。総織布工人口では織布業の補助業務が欠落しているのに、工場織布工人口ではそれが捕捉されているからである。したがって、減数は大きすぎ、残りは小さすぎになる。たとえば、工場内の織機数を織機総数から差し引けば、家内工業に残っている織機2台ごとにたった一人の労働者しかいないというようなことがたびたび生じてしまうのである。……

そのような欠陥の原因はもっぱら、調査用紙とそれに付与された指示にある。今用いられている用紙の欠陥を取り繕うような指示や解説ではまったく不十分であるがゆえに、近代工業状態の根本的な知識によって支えられた徹底的な改善がますます必要なのである。」

さらにもう一つ¹⁴⁾。

「12. 小工業と大工業。〔総括表で〕この見出しのもとで扱われているのは、1) 手工業者および主に地域的需要のために働く営業者および芸術家、2) 工場および主に卸売り商のために働く営業施設、ただしその施設は50人以上の労働者を就業させていることがとくに強調される、そして、3) 蒸気機関、である。小工業と大工業、あるいは手工業と工場間の区別を、統計上これまでどおりなお厳しく維持することについては、たしかに多くの賛成理由が述べられてきたが、反対意見はそれよりもっと多いのである。まず第一に、一方から他方への移行はとても数が多く、グラデュアルな状態にあるので、手工業がどこで終わり、工場がどこで始まるのかを言うのは、はなはだ困難なのだが、そのことは措くとしても、そもそもこうしたさまざまな工業的な経営形態に妥当する厳密な定義が、まったくのところ欠けているからである。いわゆる自由業においても、営業上の訓練階梯を引き合いに出してみたところで、ましなものは何もない。風呂屋、洗濯屋、音楽家、俳優は、親方、助手、徒弟とともに、「主に地域的需要のために働く営業者と芸術家」という表の中にまとめて収められているのだが、彼らの営業においてはいったいどのような経済的階層分類があるのだろうか。親方の手中にある皮なめし業、石鹼製造業、鍋・フライパン・鎌の鍛冶屋、赤色黄銅・黄銅・釣鐘製造業は、親方の手中にはない多くの工場ほど大きなものはないのだろうか? また、住民が何百年にもわたって、1週間分の生産の心配をし続けなければならなかったほど小さな町の場合と同じように、大きなものはないのだろうか? また、他面では、多くの営業部門の数字は次のことを教えていないだろうか? すなわち、それらの部門における親方という名前は、決して自営業者だけをさすのではなく、手工業親方と工場労働者の間で、いわば中間にいるようなきわめて多くの家内工業親方にも、妥当するのだということである。工業はただ一つのものにすぎず、したがって、恣意的に引かれた線や、工場工業と手工業および主に地域的需要のために働く工業

との間の、100回のうち50回は正しくない区分を放棄することが求められる。そしてこれから先は、ただ諸施設だけを、その所有者ないしは企業家、その助手と徒弟の数だけを調べることが求められるのである。〔むしろ〕雇用主と被雇用者、自立した企業家と非自立の労働者、そしてまたおそらくは、〔インヌンクなどに〕コーポラティブに結合した雇用主と非結合の雇用主、こうしたものの間を区分することにこそ、営業統計（まだ人間にしか向けられていない調査がすでにこの名称を受けるにふさわしくなっている限りにおいて）の数字の、国民経済的・社会的意義が存在するのである。」

こうして、エンゲルの労を惜しまぬ提言努力と抗議にもかかわらず、1861年調査でも、信頼できる統計、役に立つ統計は得られなかった。このように、作っても意味をなさないものは、「統計的研究の墓場」となり、「それに費やされた努力は徒労に終わる」と就任早々、断罪したばかりだったのに。ただ無駄に終わるだけならばまだいい。そういう統計調査は、「人々を明晰にではなく混迷へと導き、問う人の善意も問われる人の善意も萎縮させ、殺してしまう」¹⁵⁾というマイナスの作用を持っていたのだ。次の調査もこのやり方でやられたらたまったものではない、エンゲルの文面からはそうした固い決意が伝わってくるかのようである。

内務大臣による叱責にもかかわらず、自説を貫き通したのは、単に学問的な良心や使命感だけに依るものではなく、初めから成算があったからでもある。第一に、知性主義の立場に立つならば、エンゲルの提案は、修正は加えられたとしても、基本線では誰もが納得できるものであること。第二に、ザクセンでの成功体験を持っていたこと、そして第三に、それらを根拠として、「1861年12月3日の人口調査」の論文で触れたように、先進国で次々と採用されつつあったことである。この動きの背景には、国際統計会議の貢献があった。

すでに、1846年ベルギーにおける人口調査、1852年ザクセンにおける人口調査を経て、世帯票への自己記入によって全数を直接把握するセンサス方式は、その正当性を高めつつあった。1853年ブリュッセルを第一回目として積み重ねられた国際統計会議においても、人口調査はその方向でさまざまに議論され、理解の統一へと向かっていった。1860年ロンドンでの第4回会議では、エンゲル方式が望ましいことが決議され、1863年の第5回ベルリン会議ではそれを踏まえて次のような決議が採択された¹⁶⁾。

「人口調査においては住民の協力を拡大することによって、住民の統計への理解が強化され、その結果、よりよい結果に到達することが可能になるという確信のもとに、会議は以下のことを望ましいものと宣言する。すなわち、

この協力は自立した住民による世帯票への記入だけにとどまらず、住民の教育程度に応じて実施可能に見えるような地域では、票の回収と点検への参加（調査員として）、そして票の集積（調査委員会の委員として）にも広げられること。」

旧態依然とした調査方法が採用され、その結果、信頼の薄い結果しかえられなかった当のプロイセンのお膝元で開かれた国際会議において、その方法を真っ向から否定する決議が採択されたのである。しかもその会議を主宰し決議を主導したのは、国際的に誉れ高く、会議の成功を国王から高く顕彰された、ほかならぬエンゲルであった。

統計中央委員会も、ひとたびは認めたエンゲル方式に立ち戻らざるをえないのは明らかであっ

た。こうして、1864年調査では基本的に新方式に切り替えられ、以後調査を重ねるごとに改善が図られて、70年にはほぼエンゲルの構想どおりの調査が実現されるにいたった。だがその過程は、エンゲルの道理ある提案が平穩に採択されるというようなものからは程遠く、本稿で示したように、軋轢と苦闘を伴うものであった。そこにはやはり、エンゲル自身が認識していたように、プロイセンの後進性が深く関係していただろう。そしてそうした状況におけるこの達成は、エンゲルのような、「反骨精神」に支えられた「独立独歩」¹⁷⁾の人こそがなしうる事柄であった。

エンゲルがその実現に大きく貢献した、このような人口調査の方法は、その後150年間の長きにわたって、多くの国でその精度と信頼性を高め、国民描写に寄与してきた。しかしながら、国民が(一部とはいえ)公共心を喪失することによって、こうした方法がもはやそのままでは通用しなくなろうとしている現在、人間社会はいったいどこへ行こうとしているのか。

注

- 1) E. Engel, Die Methoden der Volkszählung mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten. Eine Denkschrift, in: *ZPSB*, April 1861. この建白書で提起された新しい方法の主要部分については、足利氏が詳しく紹介している。足利末男『社会統計学史』三一書房、1966年、151-175ページ。ほかに最近のものとして、長屋正勝『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会、2014年がある。
- 2) E. Engel, Die königlich preussische Centralcommission für Statistik und ihr Gutachten über die Massregeln zur Volkszählung im December d. J., in: *ZPSB*, Mai 1861, S.232. 6項目のうち4, 5番目は特別調査票について、6番目はベルリンの調査についてであった。
- 3) 家屋票は世帯表をチェックするのが目的である。記入者は家主。地区票は世帯票および家屋票をチェックするためのもので、市町村役場が記入する。
- 4) *Ibid.*, S.236.
- 5) R. Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des preussischen Staates*, Berlin 1863, S.101-102.
- 6) E. Engel, Die Volkszählung am 3. December 1861, in: *ZPSB*, September 1861.
- 7) 太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル」、『北海学園大学経済論集』第60巻第3号、36ページ。
- 8) Schwerin an Engel, 9. November 1861. Das Geheime Staatsarchiv PK, I, Rep.77, Tit.536, Nr.23, Bd.1, 57-60.
- 9) 太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル(3)——軋轢と訣別——」、『北海学園大学経済論集』第61巻第1号、9ページ。
- 10) E. Engel, Die Volkszählungen, ihre Stellung zur Wissenschaft und ihre Aufgabe in der Geschichte. Ein Vortrag, gehalten in der Singakademie zu Berlin, den 15. Februar 1862, in: *ZPSB*, Februar 1862.
- 11) *Ibid.*, S.31.
- 12) Land und Leute des preussischen Staats und seiner Provinzen, nach den statistischen Aufnahmen Ende 1861 und Anfang 1862. Mitgetheilt von Dr. Engel, in: *ZPSB*, Februar 1863.
- 13) *Ibid.*, S.79.
- 14) *Ibid.*, S.80.
- 15) 太田和宏「エンゲルによるプロイセン統計局の革新——『王立プロイセン統計局雑誌』の創刊と統計中央委員会の発足——」、『北海学園大学経済論集』第62巻第2号、97ページ。
- 16) Die Beschlüsse der in den Tagen vom 6. bis mit 12. September 1863 in Berlin abgehaltenen fünften Sitzungsperiode des internationalen statistischen Congresses. Mitgetheilt und mit kritischen Anmerkun-

- gen versehen von Dr. Engel, geschäftsführendem Präsidenten des Congresses. in: *ZPSB*, Januar 1864, S.5.
- 17) 太田和宏「教育者としてのエンゲル」, 『甲南経済学論集』第55巻第3・4号合併号。